平成２２年（フ）第７１９１号
東京都中野区大和町３丁目35―15―203
債務者　長谷川洋一
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１９２号
東京都板橋区高島平７丁目44―16―201
債務者　吉田　綾子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１９５号
東京都荒川区町屋３丁目23―７―304
債務者　鈴木　眞人
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１９６号
東京都足立区東和１丁目７―１―105
債務者　本名　祐司
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１９９号
東京都板橋区新河岸２丁目10―８―604
債務者　藤枝　　勇
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２０４号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１―７―107
債務者　梶原　幸夫（旧姓野尻）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２１０号
東京都葛飾区青戸１丁目５―６
債務者　佐藤　広典
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２１１号
東京都三鷹市下連雀２丁目11―14　コーポ石川Ⅲ202
債務者　石川　　亘
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２２０号
東京都足立区西新井７丁目９―７―202
債務者　遠藤　　真
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２２１号
千葉県市川市市川南３丁目14―26―３―417
債務者　宮西　　尚
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２２２号
東京都葛飾区東金町１丁目36―１―1210
債務者　小沼　博文
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２２３号
東京都世田谷区赤堤３丁目３―13―402
債務者　武智　浩一
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２２４号
神奈川県相模原市緑区相原５丁目10―24　エスプリ92　201
債務者　松本　孝子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２２５号
東京都町田市相原町3190都営武蔵岡８―1007
債務者　古城　富久
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２２６号
東京都葛飾区お花茶屋２丁目４―９―201
債務者　西村　憲一
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７２２７号
東京都足立区西新井６丁目３―14
債務者　臼田　秀美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部